

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日

2025年10月1日



マスターズ・マルチアセット・ ファンド (安定型)／(バランス型)／(積極型)

愛称：みらいへの羅針盤 (安定型)／(バランス型)／(積極型)

追加型投信／内外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ ^{※2}
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (適時ヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式、債券、不動産投信、商品等)資産配分変更型」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

この目論見書により行う「マスターズ・マルチアセット・ファンド(安定型)」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド(バランス型)」、「マスターズ・マルチアセット・ファンド(積極型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月30日に関東財務局長に提出しており、2025年10月1日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2025年7月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆5,616億円
(2025年7月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 世界の様々な資産に分散投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。

- 主として、投資信託証券への投資を通じて、国内株式、世界株式^(*1)、国内債券、世界債券^(*2)、国内REIT、世界REIT、コモディティ等の各資産に実質的に投資します。なお、短期金融資産等に直接投資する場合があります。
(*1)新興国の株式を含みます。
(*2)国債、政府機関債、地方債、新興国債券、社債、ハイイールド債券、物価連動債、MBSを含みます。
- 投資対象となる投資信託証券(以下「指定投資信託証券^(*3)」といいます。)は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。
(*3)すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。
- 組入外貨建資産に対しては、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

2 「安定型」、「バランス型」、「積極型」の3つのファンドから選択できます。

- お客さまのリスク許容度に応じて、基準価額の変動リスク^(*4)水準の異なる以下の3つのファンドから選択できます。
(*4)基準価額の変動の大きさを表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。

ファンド	基準価額の変動リスク水準
安定型	年率5%程度
バランス型	年率8%程度
積極型	年率11%程度

※基準価額の変動リスクは目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、基準価額の変動リスクは各ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、各ファンドが年率5%程度、8%程度、11%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。目標値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

- 各ファンド間でスイッチングが可能です。

※スイッチング時には、税金、購入時手数料、信託財産留保額がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

<ファンドの名称について>

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

正式名称	略称
マスターズ・マルチアセット・ファンド(安定型)	安定型
マスターズ・マルチアセット・ファンド(バランス型)	バランス型
マスターズ・マルチアセット・ファンド(積極型)	積極型

◆上記各ファンドを総称して「マスターズ・マルチアセット・ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。



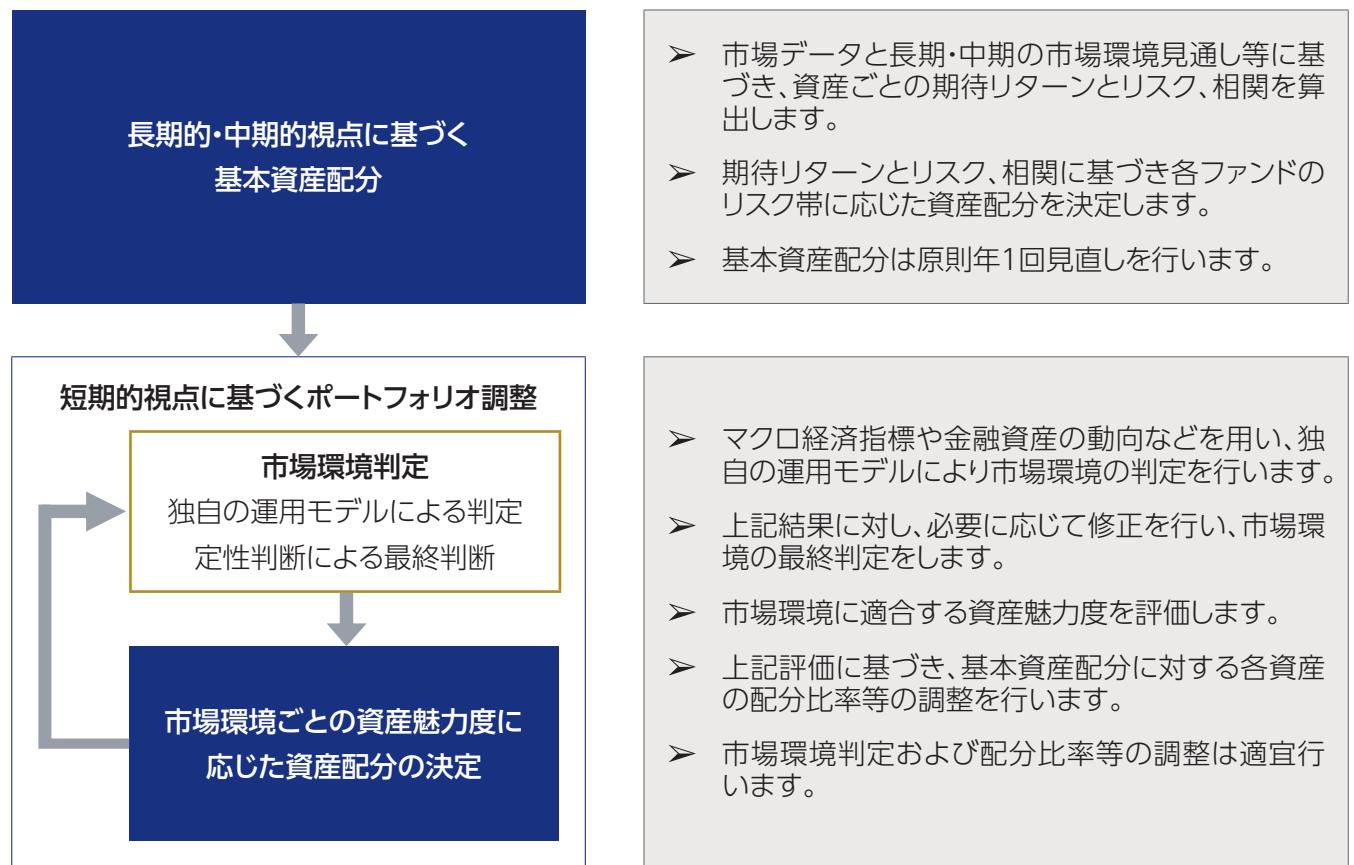
ファンドの目的・特色

3 各資産および各指定投資信託証券への投資割合は、独自の運用モデルから判断される景気局面、シグナル等を参考に、景気局面やマクロ環境に関する定性的な判断も勘案して決定します。

- 各ファンドの基準価額の変動リスク水準に応じて、長期・中期・短期の見通しを組み合わせ、市場環境の変化に応じた適切な資産配分をめざします。
- 長期・中期の市場環境見通し等に基づき、基本資産配分を決定します。基本資産配分は、原則として年1回見直しを行います。
- 上記に加え、独自の運用モデルや定性判断等により、短期的な市場環境変化を捉え、各局面に適したポートフォリオの調整を適宜行います。
- なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等にも、必要に応じて配分比率等の見直しを行うことがあります。

※市場環境等によっては、一部の資産への投資割合がゼロとなる場合があります。

運用プロセス



※なお、市場環境に急激な変動があった場合、あるいはそれが予想される場合等にも、必要に応じて配分比率等の見直しを行うことがあります。

※運用プロセスは、2025年7月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

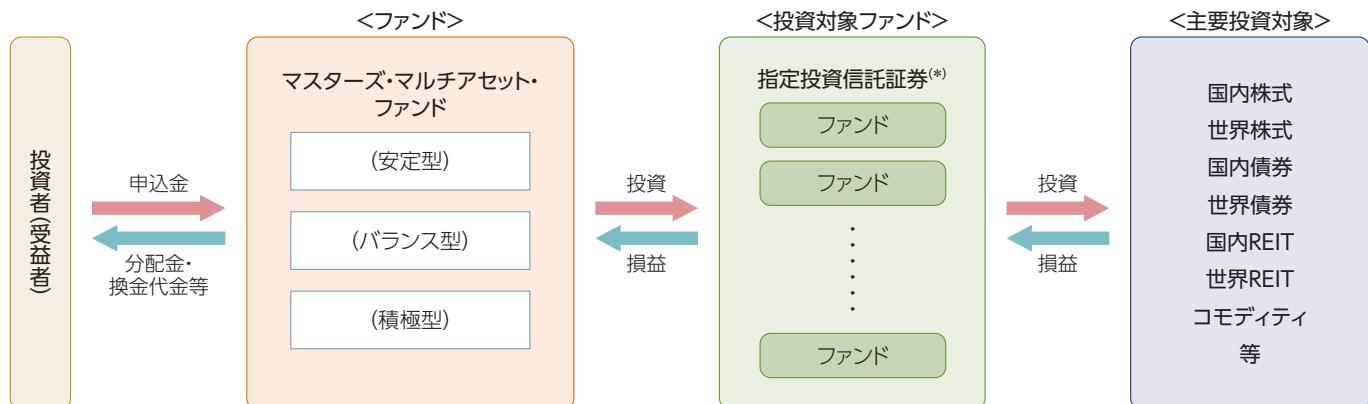


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

各ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



(*)指定投資信託証券の概要については、次頁の「追加的記載事項」をご覧ください。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

■指定投資信託証券の概要(2025年10月1日現在)

投資対象とする指定投資信託証券の概要は以下のとおりです。

※すべての指定投資信託証券へ投資するものではありません。

※指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

投資対象資産	投資対象ファンド
株式	国内株式/パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
	NEXT FUNDS 日経平均高配当株50指数連動型上場投信
	iシェアーズ MSCI ジャパン高配当利回りETF
	グローバルX MSCI スーパーディビィデンドー日本株式 ETF
	iシェアーズ MSCI 日本株最小分散ETF
	One国内小型株オープン(FOFs用) (適格機関投資家限定)
	iシェアーズ・コア 日経225 ETF
	iシェアーズ・コア TOPIX ETF
	外国株式/パッシブ・ファンド・マザーファンド
	バンガード・S&P500 ETF
	バンガード・米国バリューETF
	バンガード・米国高配当株式ETF
	iシェアーズ MSCI EAFEバリューETF
	バンガード・米国スマートキャップ・バリューETF
	NASDAQ100インデックス・マザーファンド
	バンガード・米国グロースETF
	インベスコ NASDAQ100 ETF
	iシェアーズ MSCI EAFEグロースETF
	バンガード・米国スマートキャップ・グロースETF
	iシェアーズ MSCI 米国ミニマム・ボラティリティ・ファクターETF
	iシェアーズ MSCI EAFE ミニマム・ボラティリティ・ファクターETF
	iシェアーズ MSCI 米国クオリティ・ファクターETF
	iシェアーズ MSCI 米国モメンタム・ファクターETF
	バンガード・スマートキャップETF
	一般消費財セレクト・セクター SPDR ファンド
	生活必需品セレクト・セクター SPDR ファンド
	エネルギー・セレクト・セクター SPDR ファンド
	金融セレクト・セクター SPDR ファンド
	資本財セレクト・セクター SPDR ファンド
	テクノロジー・セレクト・セクター SPDR ファンド
	ヘルスケア・セレクト・セクター SPDR ファンド
	公益事業セレクト・セクター SPDR ファンド
	素材セレクト・セクター SPDR ファンド
	コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター SPDR ファンド
	不動産セレクト・セクター SPDR ファンド
	グローバル中小型株式クオリティグロースマザーファンド
	iシェアーズ ストックス欧州600 UCITS ETF
新興国株式	エマージング株式/パッシブ・マザーファンド

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

投資対象資産		投資対象ファンド
債券	国内債券	国内債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド
	世界債券	外国債券/パッシブ・ファンド・マザーファンド
		為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
		バンガード・米国短期債券ETF
		SPDRポートフォリオ米国短期国債ETF
		SPDRポートフォリオ米国中期国債ETF
		SPDRポートフォリオ米国長期国債ETF
	新興国債券	バンガード・超長期米国債ETF
		エマージング債券パッシブ・マザーファンド
	世界社債	ヴァンエックJ.P.モルガンEM現地通貨建て債券ETF
		iシェアーズ ブロード米ドル建て投資適格社債ETF
		バンガード・米国短期社債ETF
		バンガード・米国中期社債ETF
	ハイイールド債券	バンガード・米国長期社債ETF
		iシェアーズ ブロード米ドル建てハイイールド社債ETF
	物価連動債	iシェアーズ 0-5年ハイイールド社債ETF
		シュワブ米国TIPs ETF
	MBS	バンガード・米国短期インフレ連動債ETF
		iシェアーズ 米国MBS ETF
REIT	国内REIT	J-REITインデックスファンド・マザーファンド
	世界REIT	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
コモディティ	コモディティ	アバディーン・ブルームバーグ全商品ストラテジーK-1フリーETF
		SPDRゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
短期金融資産	短期金融資産	DIAMマネーマザーファンド



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各ファンドは、国内外の株式、債券、リートおよびコモディティ等に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リートおよびコモディティ等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

不動産投資信託証券(リート)の価格変動リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。各ファンドが実質的に投資するリートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

コモディティ市況の変動リスク

コモディティ価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

コモディティ価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。需給関係は、天候、作況、生産国の政治・経済情勢等の変化、貿易動向等の影響を大きく受けます。各ファンドが、実質的にコモディティに投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が変動します。



投資リスク

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおぼします。各ファンドおよび各組入投資信託証券は、各々の運用方針に基づき、実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う場合があります。

為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

為替ヘッジを行う場合は、為替リスクは低減されますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかるご注意ください。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、各ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおぼす要因となります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の株式、債券にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場、債券市場や為替市場におぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場、債券市場や為替市場に著しい影響をおぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 各ファンドは、一部マザーファンドに投資を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 「マスターズ・マルチアセット・ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

＜参考情報＞

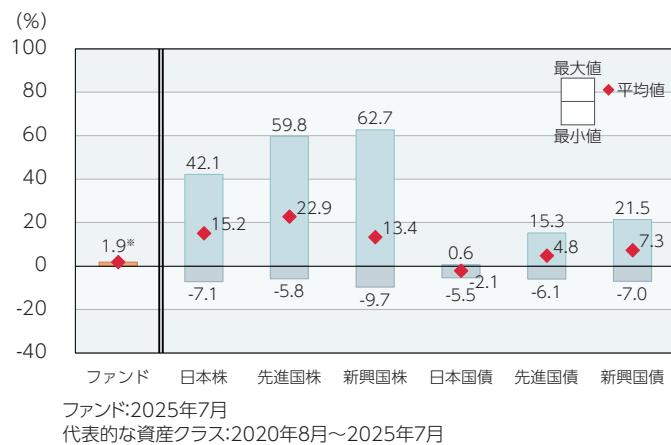
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

安 定 型



バ ラ ン ス 型



積 極 型



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2025年7月末現在、ファンドの年間騰落率は、1データのみです。



投資リスク

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指標の指標値および同指標にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年7月31日

安 定 型

基準価額・純資産の推移 《2024年7月22日～2025年7月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年7月22日)

分配の推移(税引前)

2025年 6月	0円
設定来累計	0円

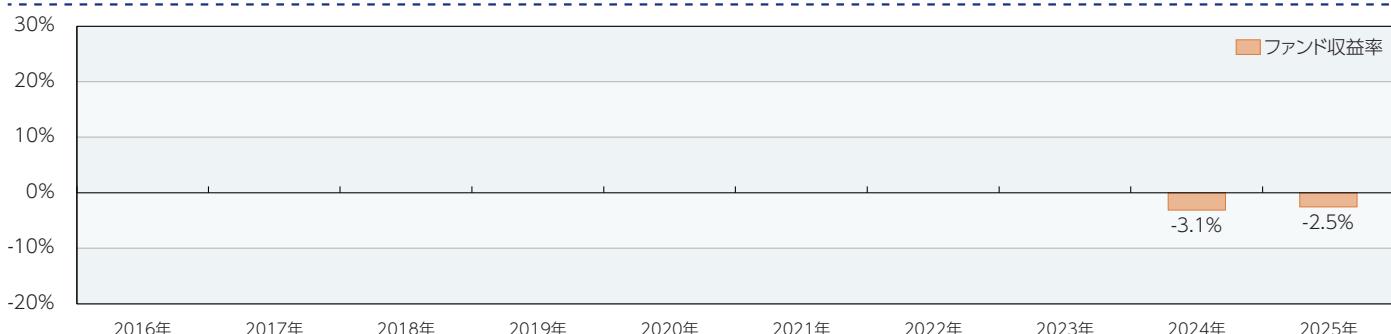
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	17.42
2	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	13.13
3	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.79
4	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	11.14
5	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	5.20
6	VANGUARD S&P 500 ETF	3.18
7	ISHARES BROAD USD HIGH YIELD CORPORATE BOND ETF	3.04
8	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	2.97
9	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	1.93
10	HEALTH CARE SELECT SECTOR SPDR FUND	1.22

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの收益率、および2025年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2025年7月31日

バランス型

基準価額・純資産の推移 《2024年7月22日～2025年7月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年7月22日)

分配の推移(税引前)

2025年 6月	0円
設定来累計	0円

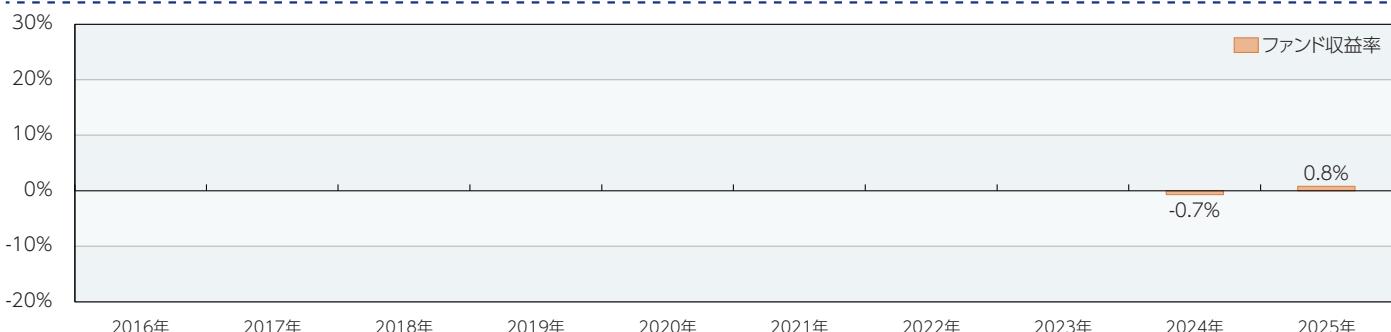
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	18.53
2	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	16.81
3	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	12.42
4	VANGUARD S&P 500 ETF	8.38
5	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	5.13
6	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	4.88
7	ISHARES BROAD USD HIGH YIELD CORPORATE BOND ETF	4.01
8	ISHARES MSCI USA MOMENTUM FACTOR ETF	3.10
9	HEALTH CARE SELECT SECTOR SPDR FUND	2.21
10	FINANCIAL SELECT SECTOR SPDR FUND	1.20

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの收益率、および2025年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2025年7月31日

積 極 型

基準価額・純資産の推移 《2024年7月22日～2025年7月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年7月22日)

分配の推移(税引前)

2025年 6月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	21.79
2	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	21.53
3	VANGUARD S&P 500 ETF	8.29
4	J-REITインデックスファンド・マザーファンド	7.13
5	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	6.82
6	ISHARES MSCI USA MOMENTUM FACTOR ETF	5.11
7	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	3.89
8	HEALTH CARE SELECT SECTOR SPDR FUND	2.81
9	FINANCIAL SELECT SECTOR SPDR FUND	1.50
10	TECHNOLOGY SELECT SECTOR SPDR FUND	1.16

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの收益率、および2025年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年10月1日から2026年3月31日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日　　・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2045年6月28日まで(2024年7月22日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・各ファンドにおいて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「マスターズ・マルチアセット・ファンド」を構成する各ファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。スイッチングの取扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご留意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.43%(税抜1.30%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、 毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.635%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.635%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.030%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.635%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.635%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社
支払先	内訳(税抜)	主な役務										
委託会社	年率0.635%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.635%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.030%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価										
<p>指定投資信託証券は、以下の範囲で信託報酬がかかります。 純資産総額に対して、年率0%～0.429%(税抜0.39%)程度 ※上記信託報酬は指定投資信託証券によって変動します。 ただし、指定投資信託証券の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p>												
その他の費用・手数料	実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して 最大年率1.6409%(税抜1.5070%)程度(概算) ※上記は、ファンドの信託報酬率と指定投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率の概算です。指定投資信託証券の信託報酬率は、指定投資信託証券の想定配分比率に基づき、信託報酬率が最大となる条件で算出したものです。 この値は目安であり、指定投資信託証券の実際の配分比率が変動する可能性や、指定投資信託証券が変更される可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。										
		その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none">組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料信託事務の処理に要する諸費用外国での資産の保管等に要する費用監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とする指定投資信託証券においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。										

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。



手続・手数料等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

…(参考情報) ファンドの総経費率

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
安定型	1.47%	1.43%	0.04%
バランス型	1.47%	1.43%	0.04%
積極型	1.49%	1.43%	0.06%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年7月22日～2025年6月30日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※指定投資信託証券(マザーファンドを除きます。)(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

MEMO

